

再エネ機器導入初期費用ゼロ事業補助金交付要綱

令和3年3月24日 環境局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー機器導入を支援するために、市が行う「再エネ機器導入初期費用ゼロ事業補助金制度(以下、「本補助制度」という。)」の実施について必要な事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、脱炭素型の都市構造の形成と効率的なエネルギー利用の促進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。ただし、本補助制度において、集合型住宅は対象外とする。
- (2) 再エネ機器は下記の2つの機器のことをいう。
 - ア 太陽光発電 太陽光を電気に変換する設備であって、太陽電池、パワーコンディショナー(太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。)、その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
 - イ 定置用蓄電池 太陽光発電などによって発電した電力を充放電できるシステムであって、リチウムイオン蓄電池(バインド電池含む)、電力変換装置(蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める。)、その他これらに付随する設備で構成されるものであり、かつ定位置に固定して使用する設計及び仕様である蓄電池をいう。
- (3) リース 再エネ機器の所有者である貸主が、住宅に当該再エネ機器を当該貸主の費用により設置し、また当該住宅の所有者である当該再エネ機器の借主に対し、当事者間で合意した期間(以下「リース期間」という。)にわたり当該再エネ機器を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該再エネ機器の使用料、又はそれに相当するサービス料(以下「リース料」という。)を貸主に支払うものであって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア 借主が、当該契約に基づき使用する再エネ機器からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該再エネ機器を使用する対価であるリース料を負担するものであること。なお、リース期間において借主が支払うリース料の合計額は、借主における再エネ機器の取得価格及び、その取引に係る付随費用の額の合計額のおおむね全部(原則として90%以上)であること。
 - イ 借主が中途解約をする場合には、借主は貸主が提示する違約金を貸主に支払うものであること。
- (4) PPA 太陽光発電の所有者である貸主が、住宅に太陽光発電を当該貸主の費用により設置し、また当該住宅の所有者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該太陽光発電から発電された電気を販売するものであって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア 借主が、当該契約に基づき使用する再エネ機器からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができること。
 - イ 借主が中途解約をする場合には、借主は貸主が提示する違約金を貸主に支払うものであること。
- (5) 再エネ機器導入初期費用ゼロ事業 再エネ機器の借主が負担する初期費用が不要であるリース契約又はPPA(以下、「初期費用ゼロ事業」という。)によって、再エネ機器を導入する事業のこと。

- (6) 補助金交付申請兼完了届 再エネ機器の所有者である貸主が借主の住宅に再エネ機器を設置した後に、市長に対して再エネ機器の設置が完了した報告を行うと同時に、補助金の交付を申請する届出。
- (7) 再エネ機器導入初期費用ゼロ事業補助金交付要綱実施要領 本要綱の施行に関し、必要となる事項を定めるもの。以下、「要領」という。

(本補助制度の概要)

第3条 市長は、再エネ機器導入初期費用ゼロ事業に基づいて、再エネ機器の設置を行う貸主(以下、「事業者」という。)に対し、市内の再エネ機器設置に要する経費の一部を補助する。

(再エネ機器導入初期費用ゼロ事業の要件)

第4条 再エネ機器導入初期費用ゼロ事業は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 事業要件

- ア 要領に定める日付以降において、再エネ機器の運用が開始されるものであること。
- イ 再エネ機器の借主の住宅に再エネ機器が設置され、要領に定める提出期限までに補助金交付申請兼完了届が事業者から提出されるものであること。
- ウ 初期費用ゼロ事業を行うに当たり、再エネ機器の借主に対して、本補助制度に申込みことが説明されるものであること。
- エ 初期費用ゼロ事業の契約期間を満了する場合又は、第2条第3号イに基づいた初期費用ゼロ事業の中途解約をする場合には、事業者から再エネ機器の借主に対して、無償譲渡がなされるものであること。

(2) 機能要件

- ア 設置される再エネ機器が、停電時においても電力供給できる機能を有していること。

(3) サービス要件

- ア 再エネ機器が故障した場合には事業者において、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
- イ 再エネ機器の設置に起因する事故等について、再エネ機器の借主と事業者の間で、両者が負うべき責任について合意すること。

(4) その他の要件

- ア 再エネ機器の借主は、下記の(ア)~(エ)の要件を全て満たしていなければならない。
 - (ア) 市民である者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者)、又は要領に定める提出期限までに市内に居住する予定のある者
 - (イ) 札幌市内に住宅を有し、その住宅の所有権を有している者又は、札幌市内に住宅を有する予定であり、その住宅の所有権を有する者で要領に定める提出期限までに居住する予定のある者
 - (ウ) 札幌市税を滞納していない者
 - (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)でない者
- イ 再エネ機器及びその付属品を設置する場合、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に十分に配慮すること。

- ウ 事業者及び再エネ機器の借主は、導入する補助対象再エネ機器について、本補助金以外に本市からの補助金等を受給しないこと。
- エ 市長が、本補助制度の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、本市の指定する期日までに市長に当該資料、情報等を提供すること。
- オ 前各号に掲げる事項のほか、本補助制度の実施に当たり、本要綱又は要領その他の法令の規定を遵守すること。

(補助対象再エネ機器)

第5条 補助対象再エネ機器は下記の機器要件を全て満たす機器とする。

(1) 太陽光発電の機器要件

- ア 太陽電池モジュールの合計出力が1.5kW以上の設備であること。
- イ 余剰型配線又は全量自家消費型であること(全量売電しないこと)。
- ウ 北海道電力ネットワーク株式会社の電力系統に連系できること。
- エ 屋根や壁面、窓ガラス、カーポート等、住宅の敷地内に固定すること(可動式は対象外とする)。
- オ 未使用品であること(中古品は対象外とする)。

(2) 定置用蓄電池の機器要件

- ア 太陽光発電のパワーコンディショナーと直接接続し、コンセントから充電しないもの。
- イ 北海道電力ネットワーク株式会社の電力系統に連系できること。
- ウ 蓄電容量が2.0kWh以上であるもの。
- エ メーカー指定の環境条件に設置すること。
- オ 未使用品であること(中古品は対象外とする)。

(補助金の対象者)

第6条 補助金の対象者は、下記の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 札幌市税を滞納していない者又は札幌市税の納税義務を有さない者
- (2) 札幌市内において太陽光発電又は定置用蓄電池を設置するサービスを提供する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)でない者

(補助金交付額)

第7条 再エネ機器の補助金交付額は別表1のとおりとする。

(補助制度への申込)

第8条 本補助制度への申込を行う事業者は、要領に従って申込まなければならない。

(申込の受理)

第9条 市長は、前条による申込を受理した場合には、補助金交付申請受理決定書(様式2)により事業者へ通知するものとする。また、不受理とした場合には、補助金交付申請不受理決定書(様式3)により事業者へ通知するものとする。

(申込の募集期間、受理の停止等)

第10条 市長は、要領に定める募集期間において、申込を先着順に受理するものとし、受理した申込金額の合計が市の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申込の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は予算超過日に複数の申込があった場合は、当該複数の申込について抽選を行い、受理した申込金額の合計が市の予算の範囲を超えない範囲で受理するものを決定する。

(計画の変更及び中止)

第11条 事業者は、申請内容を変更又は、補助対象再エネ機器の設置を中止する場合は、すみやかに計画変更・中止届(様式4)を市長に提出しなければならない。ただし、以下の各号についての変更は認めないものとする。

- (1) 補助金の交付予定額の増額。
- (2) 補助対象再エネ機器の変更及び追加。

(補助金交付申請及び完了届)

第12条 補助金交付申請受理決定書の通知を受けた事業者は、補助対象再エネ機器の運用を開始した後に、要領に定める提出方法にて、補助金交付申請兼完了届(様式5)及び別表2に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 前項の補助金交付申請兼完了届は、要領に定める提出期限までに提出しなければならない。
- 3 提出期限までに、補助金交付申請兼完了届を提出しなかった事業者に対する補助金交付申請受理決定は無効とする。

(補助金交付の決定及び交付額の確定)

第13条 市長は、補助金交付申請兼完了届の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、申請内容が補助金交付要件を満たすと認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付決定及び確定通知書(様式6)により、事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認めるときは、事業者に対して是正措置を求めることができる。
- 3 市長は、事業者が前項の求めに応じないときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(様式7)により、事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付額が決定した後は、速やかに事業者に対して、補助金の交付手続きを行うものとする。

(調査等)

第15条 市長は、この要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、事業者から報告を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

(補助金の交付決定の取消)

第16条 市長は補助交付決定及び確定通知書による通知を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前条の調査を正当な理由なく拒んだとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(管理、譲渡等の報告等)

第18条 事業者は、初期費用ゼロ事業の契約期間内において補助対象再エネ機器の効率的な運用が図れるように管理しなければならない。

2 初期費用ゼロ事業の契約期間を満了する場合又は、初期費用ゼロ事業の中途解約後に実施される、補助対象再エネ機器の無償譲渡などによって所有者が変更になった場合には、補助対象再エネ機器の新たな所有者は別表3に示す法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象再エネ機器を管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助対象再エネ機器の所有者は、法定耐用年数の期間内において、本補助制度により設置した補助対象再エネ機器を、本補助金の交付の目的以外に売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし又は担保に供する(以下、「処分」という)場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(様式8)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、財産処分承認・不承認通知書(様式9)により補助対象再エネ機器の所有者に通知しなければならない。
- 3 補助対象再エネ機器の所有者は、前項の規定による承認を受けて、補助対象再エネ機器を法定耐用年数の期間内に処分したときは、財産処分報告書(様式10)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、補助対象再エネ機器の所有者から、補助対象再エネ機器の処分報告を受理したときは、補助対象再エネ機器の運用開始日の翌日を起算日とし、起算日から処分をした日までの日数(以下「使用期間」という。)に応じた補助金の返還を補助金返還請求通知書(様式11)により、請求することができる。ただし、返還金額については、次のとおり算定するものとし、使用期間については1年を超える場合は1年を365日、1年未満の場合は実日数とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{財産処分の返還金} = \text{補助金額} \times \left(1 - \frac{\text{使用期間}}{\text{法定耐用年数の期間}} \right)$$

(協力)

第20条 市長は、補助対象再エネ機器の借主に対して、次に掲げる事項について協力を依頼することができる。

- (1) 補助対象再エネ機器の使用状況等に関するアンケート調査
- (2) その他市長が協力依頼する事項

(不可抗力による免責)

第21条 事業者は天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、その他の事業者及び再エネ機器の借主の責に帰し得ない事由により、本補助制度への申込が期限までにできない場合及び、補助金交付申請兼完了届を提出期限までに提出できない場合、補助対象再エネ機器を処分せざるを得ない場合には、別途、市と協議する。

(協議の申請)

第22条 事業者は、前条に定めのない事由により、第12条に定める補助金交付申請兼完了届を期限までに提出できない場合には、協議申請書(様式12)の提出により札幌市との協議を申請することができる。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 補助交付額

補助対象再エネ機器	補助金交付額(円)
太陽光発電	太陽光モジュールの出力の合計 1kWあたり18,000円。 ○補助額の上限は125,000円とする。
定置用蓄電池	蓄電池容量 1kWhあたり15,000円。 ○補助額の上限は60,000円とする。

注1) 太陽光発電の出力の合計は、各太陽光モジュールの公称最大出力の合計値の小数点第3位以下を切捨て算出する。

注2) 定置用蓄電池の蓄電池容量(定格容量)は、小数点第2位以下を切捨て算出する。

注3) 複数の対象機器による補助申請を行う場合、その補助額を合算して算出する。

注4) 補助金交付額は、千円未満の端数を切捨て算出する。

別表2 補助金交付申請兼完了届(様式5)の添付書類

添付書類
<p>1 現在事項全部証明書の原本又は写し ※事業者のもの</p> <p>2 住民票の写し(コピー可)又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、マイナンバーカードの表面の写し ※補助対象機器の借主のものであり、記載されている住所と補助対象機器の設置場所が一致していること</p> <p>3 契約書の写し ※補助対象機器の借主が貸主に支払う料金の内容が分かるものであること</p> <p>4 以下のことがわかる書類(契約書に記載がある場合は不要)</p> <p>(1) 契約期間中の補助対象再エネ機器の保守内容</p> <p>(2) 補助対象再エネ機器の運用開始日</p> <p>(3) 新品を設置したこと 例:「製品証明書」等</p> <p>5 補助対象再エネ機器の設置状況を示す写真 ※設置状況や機器の銘板などが鮮明に写っていること ※太陽光発電の場合には、パネル枚数が分かる写真であること</p> <p>6 補助対象再エネ機器を設置した建物の全景写真</p> <p>7 補助金の振込先(銀行名・支店、口座名義(カタカナ)、口座番号)がわかる書類 ※通帳の写し、インターネットでの表示画面 等</p> <p>8 事業者に交付された補助金が、補助対象機器の借主に全額還元されることが分かる書類</p>

別表3 法定耐用年数

対象機器	法定耐用年数
太陽光発電	17年
定置用蓄電池	6年